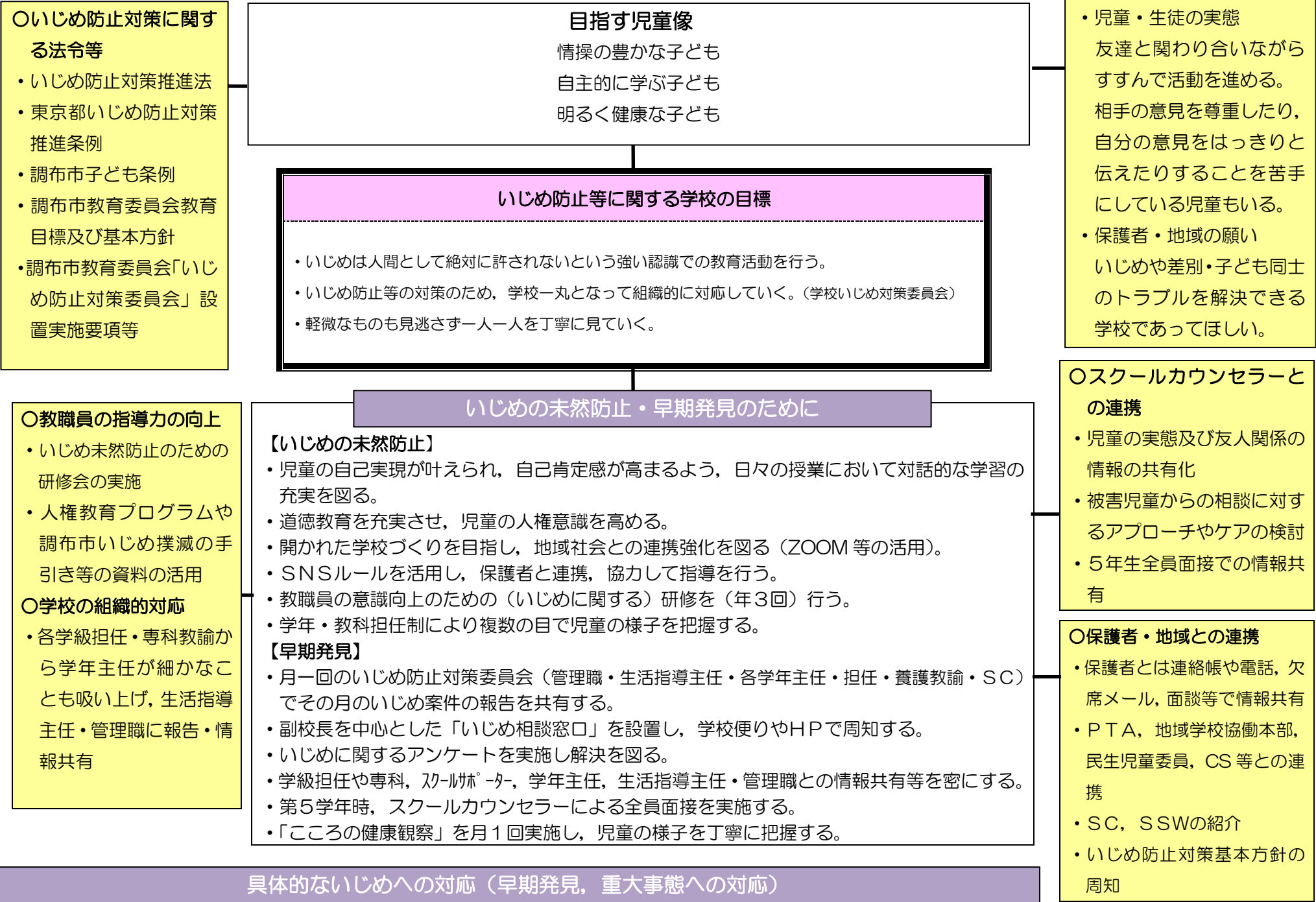


令和7年度 調布市立第三小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ防止対策委員会」等で、組織的に話し合い、対応する場合）		
① 実態把握の観点	② 指導・支援の基本姿勢	③ <被害児童・生徒の支援>
- 関係教職員、SCと情報を共有し、正確に事実内容を把握する。 - 表面的な事象のみに捉われず、原因の根幹を探り出す。 - 複数の教員で聞き取りを行い、事実関係を明らかにする。 - 記録にとり、事故・問題報告の電子ファイルに保存する。	◎学校いじめ防止対策委員会を行い、対策方針を立てる。 - 対応する教職員の役割分担を考え、いじめられている児童の保護をする。(登下校時・休み時間・放課後等)。 - 全ての教職員の共通理解及び意識の向上を図る。 - 教育委員会、関係諸機関との連携を図る。	- 安心感をもたせる。 - 活躍を認め、励ますことで自信をもたせる。 <関係児童・生徒の指導> - 毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。 - いじめが相手を傷つけていることに気付かせる。 - 原因を一緒に探り、信頼関係を築く。

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）
●関係諸機関との連携
連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

*重大事態への対処
●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
↓
①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
④警察や児相等との連携
⑤緊急保護者会の開催

年 間 指 導 計 画												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
各教科	各学年，教科全般に渡って，いじめを未然に防ぐための取組を年間通して実施する→ 普通救命講習（6年）								人権週間			
生活指導	ふれあい月間 優しい言葉運動 あいさつ運動				セーフティ教室		ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間 人権教育指導啓発資料の配布		
学校行事	入学式 始業式	運動会 5年ハケ岳移動教室		終業式		始業式 6年日光移動教室 3・4年遠足1・2年遠足		学習発表会	終業式		始業式 卒業式 修了式	
特別活動	集団生活のルール 当番・係活動 話し合い活動 たてわり活動・クラブ・委員会				ユニセフ募金				人権集会（代表委員会） 6年生を送る会			
道徳	信頼・友情		生命尊重		個性伸長				いのちと心の教育月間			
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日			個人面談		地域合同防災訓練 自転車教室			ケヤッキーとのだんらん いのちと心の授業		個人面談 道徳地区公開講座 保護者会	